

フリードリッヒ・リストと「土地増価税」

武 田 公 子

はじめに

わが国の土地税制改革論議のなかで、絶えず注目されながら未だに実現していない租税のひとつとして「土地増価税」がある。この租税は20世紀初頭のドイツおよびイギリスを嚆矢とし、その後台湾、イタリア等でも導入され、近年では韓国でも遊休地への増価税が実現している¹⁾。拙稿「20世紀初頭ドイツにおける土地増価税」²⁾では、世界初の土地増価税実施をみたドイツ植民地膠州湾の実例と、その影響下でのドイツ本国のゲマインデにおける実例とを検討し、特に後者における同税が現代に言うところの開発利益の社会還元を目指したものであった点を評価した。本稿はいわばその補論として、ドイツ土地増価税の思想的源流を考察しようとするものである。

概して土地増価税とは、地価上昇が土地所有者にもたらす利益を課税を通じて吸収し、社会的に還元することをめざしたものであり、転売によって実現した段階での課税と一定期間ごとに課税する未実現段階での課税とを含むものである。その際、この租税の捕捉する地価上昇差益とは、投機的要因をさしあたり除外して考えると、国や自治体の行う社会資本建設や地域開発・再開発事業によってもたらされる地価上昇、および国民経済ないし地域経済の全般的な発展によってもたらされる地価上昇、すなわち土地所有者自身の資本・労働の投下に起因しない地価上昇による転売益および含み益を意味する。

そもそもこれらの自己の資本・労働の投下に起因しない地価上昇益を「不労増価利得 unearned increment」という概念で初めて定式化し、これに対する課税を主張したのはジョン・スチュアート・ミルであったといわれている。ミルは彼自身が起草した「土地保有改革協会」の綱領のなかで、次のように述べている。

「土地所有者のいかなる努力や投資も無しに、むしろ人口や富の増加によってたえず生じているような将来的な地代の不労的増加(確認される限りで)、あるいは増加の大部分に対して、国家の利益のために、課税による介入を主張すること。但し、立法府によってこの原則が採用された時点における市価でその資産を国家に譲渡する選択を土地所有者に残すこと。」³⁾

ここでは課税さもなくば土地収用、という土地私権への大幅な制限のなかに土地増価税が位置づけ

られているのである。かかるミルの主張は、彼の後継者であるヘンリー・ジョージの思想と共に、ドイツ土地増価税導入の運動に多大な影響を与えた。後述のように、ドイツ土地増価税導入に際して積極的役割を演じた「土地改良同盟」が、ヘンリー・ジョージの著作に触発されて結成されたことからもそれは窺える。

しかし、この「土地改良同盟」の後継者ダマシュケは、ミルよりもむしろフリードリッヒ・リストを「不労増価を公共的目的のために利用することを主張した最初の人物」または「ドイツにおいて近代的な土地増価税を初めて主張した」人物として評価している。このことは私には奇異に思える。ミルの社会改良的土地改革思想をバックボーンとして結成されたこの運動団体の指導者が、産業革命以前のドイツに生きたリストをかくも高く評価する理由は何だろうか。リストの土地改革思想が、ミルとは異なる独自の論点を打ち出していたのか、あるいは特殊ドイツ的事情に適合した理論を与えるものであったのか。

結論をやや先取りして言えば、ミルにおいては、不労増価の存在は資本主義の発展に従って激化する階級対立、貧富差の拡大、労働者階級の貧困化等の社会問題、とりわけ分配上の不公平として認識され、土地増価税の提唱はこれに対する社会改良的手段として現れたのに対し、リストの土地改革思想はむしろ、産業革命前のドイツが国民的生産力を育成していく上での手段として展開されたものである。ダマシュケがリストの土地改革思想をむしろ援用しようとした理由は、彼の目指していた土地税制、特に1911年ライヒ土地増価税が、ミル流の社会改良の延長上でなく、当時の特殊ドイツ的社会背景における地主とブルジョアジーとの妥協の産物として生まれたことに象徴されるように思われる。その意味で、ダマシュケのリスト評価が果たしてリストの歴史的限定を踏まえたものであるのかはなお検討の余地がある。

そこで本稿の課題は、土地所有制度及び土地課税に関するフリードリッヒ・リストの思想が、彼の国民経済学体系の中でのいかなる位置づけをもって現れたものであるのかを、その歴史的背景をふまえて検討し、その意義と限界を明らかにすることにある⁴⁾。その際、上記のようなダマシュケのリスト評価をも検討し、ダマシュケがリストのなかに見いだそうとしていた彼の土地改革思想の先進的側面、およびイギリスとは異なる特殊ドイツ的な土地制度への志向を考慮する必要はあろう。そしてダマシュケの過大評価を差し引いた上で、リストの土地改革思想に正当な評価を与えるべきと考える。

次章以下では、まずダマシュケのリスト評価を検討し、この評価自体の歴史的背景・限定性を考える。次いでリストの「国民経済学」体系の中核をなす『経済学の国民的体系』(1841年)および『農地制度論』(1842年)を検討し、リストの土地改革思想が彼の理論体系ないし政策課題とどのように関わって展開されたのか、またその特質について考察してみたい。その上で、ダマシュケのリスト評価の鍵をなすところの、「ハンガリー王国における国民経済的改革について」(1845年)を検討し、リストの不労増価税論が果たしてダマシュケのいう「近代的増価税」に当たるものであるかどうかを考察する。

1. ダマシュケのリスト評価

三月革命後のドイツでは、1850年代より本格的に産業革命が開始され、急速に都市化が進展した結果、19世紀末から20世紀初頭には都市周辺の地価高騰が深刻な社会問題となっていた。そのなかでさまざまな土地改革思想・運動が現れたが、なかでもブルジョア的改良主義の立場から台頭してきたのが「土地所有改良のためのドイツ人の同盟」Deutscher Bund für Bodenbesitzreform（以下、ダマシュケ時代も含めて「土地改良同盟」と略す）であった。

土地改良同盟は、ヘンリー・ジョージの『進歩と貧困』⁵⁾のドイツ語訳出版（1881年）を契機として、同書の影響を受けたフリューシャイム Michael Flürsheim およびフレーゼ Heinrich Freese によって、1888年9月16日に設立されたものである⁶⁾。ヘンリー・ジョージは「不労増価の国有化」すなわち単一税の導入によって地主階級の廃絶を目指すというきわめてラディカルな改革思想⁷⁾の主唱者であったが、フリューシャイムらによる土地改良同盟はこの思想の影響の下に土地国有化を中心的課題として掲げた運動団体であった。

しかしダマシュケ⁸⁾の指導下での土地改良同盟は、社会主義者法のもとで土地国有化論が弾圧・解体されていった背景の中で次第に土地国有化の主張を後退させていき、1898年に「ドイツ土地改良者同盟」Bund deutscher Bodenreformer と名前を変えてからは土地国有化の主張を完全に放棄した。ダマシュケ時代の綱領は、「全ての国民的存在の基礎である土地の、その営業・居住の場としての利用を保護し、その全ての濫用を防ぎ、また個人の力に依らずに得られた増価を人民全体のために利用できるようにする法律の下に置くこと」⁹⁾を目的とするにとどめ、また地価高騰を抑制する手段として国家による内地植民政策をさえ持ち出すに至った。さらにその後の土地改良同盟は、地主階級とブルジョアジーとの妥協の産物としての1911年ライヒ土地増価税の成立に積極的に関与した。この土地増価税においては、もはや土地に関する開発利益の吸収・社会還元という意味を失い、有価証券を含む資産一般の増価への課税として、第一次大戦前の準戦時体制におけるライヒの有力な財源調達手段となっていたのである。

ダマシュケによる土地改良同盟のこのような路線転換を踏まえた上で、次にダマシュケがリストをどのように評価しているのかを見てみよう。

「フリードリッヒ・リストは直接的な土地改革上の真理について多くの言葉を残している。かれは、不労増価を公共的目的のために利用することを主張した最初の人物である。彼にとって土地問題は非常に重要であった。『土地所有が分割されている程度、および農業従事者の大多数の置かれている物質的、文化的、政治的状態というものは、全ての文明の発展段階において、国民が自由か、優れているか、その現在と未来とが確固たる基盤を持つかどうか、を規定する。』」¹⁰⁾

このリストの引用についてダマシュケは出典を示していないが、おそらく『農地制度論』と思われる。また、別の論文では次のようにも評価している。

「ドイツにおいて近代的な増価税を初めて主張したのは、『政治経済学の国民的体系』の著者フリードリッヒ・リストであった。リストはイギリスの『交換価値体系』に対抗して、ドイツの『生産諸力』の育成に関する彼の主張を打ち出したのである。彼はその前提条件として、まず最初に交通手段、特に鉄道と運河の発展を考察した。ドイツ諸邦が独自の交通政策を行うにはあまりに国力が貧困であるという主張に対して、彼は1833年の『ザクセンの鉄道体系』という論文において、交通手段の改善と土地価格の上昇との連関について言及した。

このような観点からの（鉄道建設に対する）国民経済的要請に関する彼の最も鋭い主張は、『ハンガリー王国の経済改革』に関する論文に見られる。『国家は水利・交通施設によってしばしば地価を20倍にも上昇させる。それゆえ、——もちろん将来の土地の売却に際して——国家は増価の少なくとも半分を租税で受け取るべきである。』これはリストが1845年に書いたものである。¹¹⁾

ここでのリストの引用は、1845年の「ハンガリー王国の国民経済的改革について」¹²⁾が出典と思われるが¹³⁾、この引用箇所を読む限りでは、社会資本建設の主体としての国家には、その結果生じた土地増価益を、その実現時に50%の増価税を以て吸収する権利がある、というきわめて現代的な提言として読むことができる。しかしここでダマシュケが「不労増価を公共的目的のために利用」することをリストが主張したことをもって「近代的な増価税」の提唱者であったとする評価は、かならずしもそのまま受け入れることはできない。

ここでダマシュケのリスト評価に関して留保しておくべきことは以下の点である。第一に、リストが「不労増価を公共的目的のために利用」することを主張した、とする際に、リストにとっての「公共的目的」とは何であったか、という問題である。後述するように、「国民的生産諸力」の育成を主題としたリストの著作のなかでは、この「公共的目的」が「近代的増価税」における社会改良的な目的とは異なるものであることを考慮する必要があろう。

第二に、リストにとっての土地所有階級の位置づけである。例えば前述のようにヘンリー・ジョージが「不労増価の国有化」を通じた地主階級の廃絶を主張したのとは逆に、リストにおいては土地所有はドイツにおける「国民的生産諸力」の源泉であった。それゆえ不労増価に対する課税は、土地所有の否定ないし制限として現れたものでなく、土地所有と国民経済との協調的関係の中に位置づけられたものと考えられる。

以下の章では、リストの『体系』『農地制度論』および「ハンガリー王国における国民経済的改革について」の検討を通じて、上記の点に関するリストの不労増価課税論の再評価を行っていきたい。

2. 『経済学の国民的体系』(1841年) における「国民的生産諸力」と地価上昇

『経済学の国民的体系』¹⁴⁾（以下『体系』と略す）は次のような歴史的背景において書かれた。すでに18世紀に市民革命を経験し、19世紀前半には産業革命をも完了したイギリス・フランスは、封

フリードリッヒ・リストと「土地増価税」

建的制約からの国民的生産力の解放とブルジョアジーの政治的支配とを達成し、産業資本主義的生産力の段階にあった。それに対し、いまだマニュファクチュア的な生産力段階にあった三月前期のドイツにとっては、これら両国と競争しうる国民的経済力の養成が急務であり、また競争力が充分形成されるまでの間、ドイツの国内産業を圧しつぶさせないためにには、保護貿易政策が不可欠であった。『体系』はかかる状況下にあって、保護貿易政策による国内工業育成が単に工業的利害のみに関わるものでなく、国民経済・社会の全面的発展につながるものであるという展望を示そうとした。このことは同時に、イギリスにおける資本主義化の進展が、大量の過剰労働の創出と貧困・犯罪の蔓延、周期的不況、階級対立の激化という暗部をも持つものであったことをリストが認識していた¹⁵⁾ことに照らし合わせれば、農工間の均等的発展や工業ブルジョアジーと土地所有階級との協調的関係を前提とした、イギリス型とは異なるドイツ型の経済発展の道を彼が見いだそうとしていたものとも読める。

そこでリストの「生産諸力」規定が『体系』の鍵概念として現れる。彼は生産力を単に物質的な面からのみとらえるのでなく、国民の精神的諸力——個々人の勤勉、節約、道徳、知能——、および「社会的、政治的、市民的な、制度と法律……なかでもとくにその国民国家の存続、独立、勢力」¹⁶⁾に規定されるものとして捉えていた。地代・地価の問題もまた、このようなリスト独自の「生産諸力」概念から展開される。

「土地財産の交換価値は資本に換算された地代にほかならない。それは一方では地代の量と価値とに制約され、他方では国民の中に存在する精神的及び物質的資本一般の量に制約される。」¹⁷⁾

「地代の根拠は、土地がその排他的使用を許す個人にあたえる排他的効用であって、この効用の大きさは、ひろく社会に存在する精神的及び物質的資本の総計によって定まり、また特別な位置や特性や過去にその上に行われた資本の投下がその土地の排他的利用の権利を持つ人にあたえる、物質的価値の獲得の機会とか、精神的および肉体的欲求ないし享楽の充足の機会とかがどれほどであるかに応じて定まる。」¹⁸⁾

ここに垣間みられるような価値論レベルでの混乱をさしあたり度外視した上で、リストの言わんとするところを要約すれば、次のようになろう。彼は地代ないし地価を規定する要因として、土地の自然的生産力や立地条件、過去の資本・労働投下の結果としての収益性、という要因よりも、土地をとりまく国民経済の生産諸力、すなわち物質的・精神的生産力や政治・文化・人口の発展という広範な社会的要因を重視していた、と言えるであろう。

他方リストの「生産諸力」は、物質的生産力としては農業と工業の均等的発展を内容としていた。保護政策による工業の興隆が農業の発展をも保証するものであることをリストは次のように力説する。

「保護政策が国民の富の増加にきわめて強力な効果を持つということは、工業力によってきわめ

て多くの自然資源と自然力とが生産的資本に変えられるという事情から、主として説明されなければならない。……農業国民が工業力の樹立によって息吹をあたえ価値を持たせるものは、まったく死んでいる自然力であり、まったく無価値なままの自然力なのである。」¹⁹⁾

次いでこのような農工業の均等的発展が、農業資本と工業資本との増加をももたらすことを論じる。

「ところでわれわれは、自然的には同一の収穫能力を持つ土地の資本価値が、小都市の近辺では人の少ない地方の場合よりも比較にならぬほど大きく、またこの価値が大都市の近辺では小都市の近辺よりも比較にならぬほど大きく、さらにこの価値が工業国民の場合には農業国民の場合よりも比較にならぬほど大きいことを見て知っている。これと反対にわれわれは、都市の住宅と工業用の建物と建築用地との価値が、ふつうは、都市と農業者との交通が拡大したり縮小したりするのに比例して、あるいはこれらの農業者たちが福祉の点で前進したり後退したりするのに比例して、騰貴したり下落したりするのを見て知っている。このことから、農業資本の増加が工業資本の増加によって左右され、また逆に後者が前者によって左右されるということが、あきらかである。」²⁰⁾

従って、自国工業育成のための保護政策は、農業資本の増加や地代の上昇を通じて結果的には農業者・地主に利益をもたらす。このことはまた、土地財産の交換価値の増加をももたらすものであった。

さらに次の文は、社会資本建設のもたらす不労増価利得、ないし外部経済的利益に関する叙述として読むことができよう。

「国のなかの農業者、とくに地代所得者と土地所有者とがいまやはっきりさらねばならぬことだが、運河、鉄道、街道などの施設が少しも純益を生まない場合でも、それを建設することが彼らの利益であるのと同様に、国内工業力を樹立し維持することは、彼らがそれに必要な資本を無報酬で、しかもすぐ返還されるという望みを持たずに調達しなければならなかつたとしても、彼らの利益なのである。」²¹⁾

この叙述は、今日の社会資本建設における「受益者負担」²²⁾の論理にきわめて接近しているように思われる。道路や水路などの社会資本建設の費用は、それによる地価上昇によって将来的に受益を期待できる沿線の土地所有者に、その期待される受益に応じて負担を求めるべきである、というのが本来の意味での受益者負担論であるが、リストの場合はこの「受益」の範囲をかなり広く捉えている。すなわち、社会資本建設はその沿線・近隣の土地所有者のみならず、一見これらとは無関係な農村にさえも外部経済的利益が及ぶものと捉えているのである。農村の土地所有者は都市的な社会

フリードリッヒ・リストと「土地増価税」

資本建設によって必ずしも直接的な利益を得るものではないが、間接的には、またかなり長期的な視野からみれば、工業生産力に支えられた農業生産力の上昇ばかりでなく、市場の拡大、地代の上昇という利益が期待できる、というものである。これと同趣旨の叙述は後述する「ハンガリー王国における国民経済的改革について」において、より詳しく展開されているので、本稿4.において続けて検討することとしよう。

以上、『体系』に示されたリストの地代・地価に関する叙述から、彼が地価上昇の要因とその受益関係をどのように把握していたかを小括してみよう。第一に、地価を規定するものは土地の自然的生産力ではなく、それをとりまく国民経済の「生産諸力」すなわち、国民の精神的・物質的発達の度合であるということ。第二に物質的生産力に関しては、工業の発展は農業者、とりわけ土地所有者に対して地代・地価の上昇を通じて大きな利益を与えること。そして第三に、鉄道や運河などの社会資本建設もまた、結果的には農業資本の増加や地代の上昇を通じて土地所有者に利益をもたらすこと。リストはこのように主張することで、保護政策を通じた国内工業育成策が、農業者とりわけ土地所有者の利害に反しないものであることを強調したのである。

ではリストは土地所有者というものに国民経済の中でどのような位置づけを与えていたのであろうか。『農地制度論』ではまさに土地所有のあり方が一国の政治的発展を規定するものと捉えられている。次章ではこの内容について検討してみよう。

3. 『農地制度論』(1842年) における土地所有制度

『農地制度論』は、『体系』の続編としての性格を持つが、同時に次のような時事的な要請に基づいて書かれたものである。三月前期のドイツにおいて、先進諸国に対抗し得る国力を作り出すためには、国民の政治的統合と政治制度の近代化、すなわち強力な中産階級に立脚する代議制が不可欠の前提であった。かかる代議制の基礎としての「国家市民」の創出、これが『農地制度論』の主題であった。

そこで同書は、「土地所有は国家の株である」というユストゥス・メーザーの引用から始まる。国民経済および代議制の中心的担い手としての「国家市民」の資格は、財産所有に基づく教養と経済的・精神的独立性に求められ、それゆえ国民経済の生産諸力は政治的教養を養成しうるだけの経営規模を備えた土地所有者の存在如何に大きく規定される、というリストの立場がまず示されるのである。

「国家市民が有力であるとされるためには、三つのおもな特性を持つことを要する。第一。経済的能力によって十分に独立し、他人の恩顧や後楯を必要とせず、またその不興をも恐れない。……第二。精神的に有能であって、市町村やそれよりも大きい行政区画の行政に活発に参加し、その国家市民権を理解してこれを合法的につよく主張し、その国家市民としての義務を完全に果たすことができる。第三。その子供たちを経済的、精神的に独立させて、その能うかぎり多くが

有力な国家市民の義務を果たせるようにしてやることができる。」²³⁾

その際、フランス分割地農民のような零細土地所有農民は、リストにとって問題外であった。リストから見れば、かかる分割地農民は自立的な国家市民の地位を維持し得る財産と教養とを欠いており、その無知に乘じた専制主義(ここではボナパルティズム)を許したものであった。リストにとって土地所有者は国家政治のみならず、ゲマインデを単位とした地方自治の担い手でもあった。いなむしろ、「眞の立憲的秩序は、この(官僚制の)身分階層とならんで、村から国民的結合にいたるまでしだいに積み上げられてゆくコルポラチオン制度を必要とする」²⁴⁾という叙述に示されるように、リストの国家は土地所有者の担う地方自治体の緩やかな連合体として現れるのであり、彼のいう「国家市民」はこのような地方政治の構成員であったといえる²⁵⁾。

しかしリストが考察の対象としていた三月前期南西ドイツ、とりわけヴュルテンベルクの土地所有者層は、過剰人口を吸収する工業の欠如ゆえに、土地細分化を繰り返す零細土地所有農民であった。かれらは依然村落共同体の遺制に縛られ、三圃制度の名残である交錯圃制度ゆえに農法の改良を妨げられ、その貧困ゆえの無教養のために「国家市民」の理念像からはほど遠い状態にあった。

「……有能な町村長が必要であっても、村落の中にはそれが見つかぬというのがまず第一の苦情である。代表議員が必要であっても、それは勤め人のなかに求められなくてはならない。こういう状態の下にあっては、国家制度が教養のある独立の農業者によって支えられていることはまれであり、行政についてはなおさらである。自由にものを考える人々が、村と自治体とは自分に関する用務の管理についてはむしろ自分に任せてもらうべきであると要求することに思いいたっても、そういう人々は官僚階層からたやすく論破されてしまう。すなわち、この場合公共の用務と利害とに関する見識について信頼をおけるような、教養のある、富裕な人々はいったいどこにいるのか、と反問されるのである。」²⁶⁾

そこでリストは、かかる村落制度と交錯圃制度を廃し、土地整理すなわち「上からの」エンクロージャーを行ない、中規模の農場経営を育成することによって「国家市民」たる中産階級を創出することを提案したのである。

しかし他方、イギリスのような「工場的に拡大された農業」²⁷⁾すなわち、資本家的借地農業に対してもリストは批判的であった。それはエンクロージャーによって生み出された大量の過剰人口が、結局のところ財産所有者の負担において生活していることを指摘し、このような土地所有の集中はあまりに大きな代価を要するものであるとした。従って、このような土地所有の集中、大土地所有に対しては国家権力による規制が必要であると考えた。とりわけ過多の信託遺贈・長子相続権は社会的害悪であるとし、これらには制限を加える必要があるとしている。

「土地所有者の権利に法律を以て干渉することの正しさと利益とに反対する人に向かって、われ

フリードリッヒ・リストと「土地増価税」

われは先人メーザーの言葉を引用する。歴史的自由を説いたこの人物は、ちょうど昔モーゼが<土地は神のものである>といったように、<土地は国家のものである>と叫んでいるのである。」²⁸⁾

とはいって、リストは土地の国有化を主張するわけではない。彼は国有地は君主の基本財産としての歴史的役割を終えたものにすぎないと捉えており、また、国有地における過多の官僚が代議制政治への弊害となるばかりか国民経済にとっての不利益になると考えていた。それゆえ国有地は徐々に分割・私有化されるべきとしたのである。

「それ（国有地）は、私有財産となっている土地の面積との割合で広すぎるときには、代表国家の制度と行政との状態に著しく有害な影響を及ぼす。しかもこのような国に交錯圏が多いほど、またしたがって国有地に依存している官吏の数にくらべて、土地を持ち、独立し、教養のある農業者の数が少なければ少ないほど、この影響はますますあらわになるのである。」²⁹⁾

かくしてリストの考えた上からのエンクロージャーは、村落制度の廃止と公有地の分割、零細土地所有の駆逐と中規模農場の創出、そして農村の過剰人口を吸収するものとしての植民政策からなっていた。この「土地整理」によって農業経営が合理化され、資本の農地への投下動機が高まり、農業における土地と資本との合体が促進される、とリストは考えた。そして農業における資本主義化が進められ、土地はブルジョアジーにとって有利な投資対象となるのである。

「農地制度が上述のように変化すれば、資本所有者は土地の所有者となってそれを貸し付けることを選ぶようになるであろう。なぜならこんどは資本所有者にとっては、土地の所有は以前の担保貸付けと同じように、いなもと利益をあげるからである。というわけは、進歩しつつある全ての社会にあっては、投資によって土地を改良する機会が増加し、こういう土地改良の結果と小作人の教養・活動・企画心・富裕などの増進の結果とによって、純収益が、したがって地代が、またしたがって所有地の資本価値と貨幣価値とが、次第次第に騰貴し、平和な状態が続く場合にはこの利益ははなはだいちじるしい額に上りうるからである。」³⁰⁾

以上のように『農地制度論』においては、土地所有制度はドイツの政治的近代化を担うべき「国家市民」層の創出・維持のための前提条件として叙述されている。そのために国家は零細土地所有農民の蔓延する農村において「土地整理」を遂行することで中規模農場経営を創出し、また土地の集中を規制する立法措置を通じて土地所有者層の分解を防ぎ、階層として維持せねばならないのである。

ところでかかる土地所有者層は、政治的に「国家市民」として機能すると同時に、地租を主たる財源とする国家にとっては、最も重要な納税者層としても現れるはずである。次章では国家財政を

支える階層としての土地所有者層の側面を論じたリストの叙述を検討しよう。

4. 「ハンガリー王国における国民経済的改革について」（1845年）の土地増価税

本章では、冒頭に示したダマシュケのリスト評価の根拠と思われる論文「ハンガリー王国における国民経済的改革について」を検討する。リストは『農地制度論』に示されたように、土地整理の結果生じる過剰人口を国外移民によって解消しようと考えていたのであるが、その植民先としてハンガリーをもっとも有力な候補として挙げていた。この論文はかかるリストの植民政策との関わりにおいて、またリストが実業家として身を投じていた鉄道事業との関わりにおいて、ハンガリーにおける鉄道事業展開の可能性とそれがハンガリーの国民経済に及ぼす利益とを考察したものであった。

それゆえこの論文においてリストが展開する土地制度論は、鉄道や運河などの交通体系の整備の結果としての農業や鉱業を含めた国民的生産諸力の発展、土地の収益性増加、地価上昇、という側面を強調するものとして現れている。

まずリストは、林業と鉱物資源に国内産業の多くを依存する貧しい国としてのハンガリーにおいて、交通体系の建設が国民経済を育成するためのもっとも有用な道であることを主張する。

「交通の便は、あらゆる文化、諸個人のあらゆる経済的厚生、そして諸国家のあらゆる財政的繁栄および権力・勢力の基礎条件である。……よりよい交通体系の樹立、およびそれと一緒に達成されるはずの全般的な労働力と資本の移動の結果、生産と消費、土地の収益性、生産物の価値、それゆえまたすでに耕作されている土地やなお価値の評価できない荒蕪地など全ての土地の地代や貨幣価値が上昇するであろう。」³¹⁾

しかしハンガリーにおいては、まず鉄道建設に投下すべき資本を欠いていた。それゆえリストは外国資本（とりわけドイツ、オーストリア）の導入と租税制度改革³²⁾とが不可欠であると考えた。まず外資導入によって交通体系の整備を行えば、国民経済全体の発展をもたらし、ひいては国民の租税負担能力を高め、対外的債務の償却可能性が作り出されるであろうと考えたのである。

「ハンガリ一人に対して次のように言うことの方がはるかに合目的的である。諸君は今は貧しい。我々は我々の企画と手段を通じて諸君を裕福にするであろう。但し、諸君が増加した利得に相応した租税を負担するという条件で。我々は諸君が今以上に貧しくなることは望まない。しかし我々は我々が諸君を豊かにした分の分け前に与りたい。諸君はこれまで国家の債務負担にはほとんど何も貢献しなかった。だから、たとえば排水施設を整備した土地の収益性が20倍だけ高まったとして、そのうち10倍の部分のみ土地所有者のものと認め、残りを債務の償却に当てるとしても、何の問題があろう。貴族に対しては次のように言えるだろう。諸君は無税だが債務を負っている。

フリードリッヒ・リストと「土地増価税」

我々は諸君の現在の所得からは何も取ろうとは思わない。しかし我々は、諸君がその債務を償却し所得を増大させることができるようにしてやろう。諸君がそれによって増加した所得の一部を国庫に納税するという我々の提案を諸君がどうして断ることができよう、まったく正当ではないか？」³³⁾

ここに示した箇所が、まさにダマシュケの評価するところの「増価税」の提唱に関わる部分と考えられる。交通体系という社会資本建設の結果としての外部経済的利益、とりわけ地代・地価の上昇による利得の半分を租税を通じて国家に吸収させる、国家はこれを鉄道建設のために発行した外債の償却に充当する、という主旨のものである。従って、この叙述からリストが増価税を構想していたことを読みとることは可能であるが、その際にこの増価税の用途は鉄道建設等社会資本建設の目的財源とされていたことに留意する必要がある。その意味ではこの不労増価課税論は「近代的増価税」というよりむしろ、近代的租税制度が整備されていなかったハンガリーにおける、「上からの」国民的生産力樹立の財源調達手段として、とりわけ貴族・土地所有者を有力な納税者として位置づけるべきであることの必要性を説いたもの、として把握されるべきであろう。ダマシュケが「公共的目的のために利用」される「近代的な増価税」、という評価を与えた際、この「公共的目的」がきわめて限定されたものであることを彼は重視しなかったのである。この「公共的目的」は、リストの「国民的生産諸力」の理論に則れば、間接的に土地所有者の利益につながるものであったとはいえ、主として工業資本育成という至上課題の達成を意味したのである。ましてや、この「公共的目的」が19世紀後半のイギリスや20世紀初頭のドイツで求められていたような社会改良的政策を意味するものではありえなかった。

おわりに

以上の考察から、リストの土地改革思想がいかなる歴史的背景をもって、また彼の国民経済学体系の中でのいかなる位置づけをもって、現われたものであるのかを最後に総括しておこう。

まず、リストの土地改革思想をもっとも強く特徴づけるものは、リストの「国民的生産諸力」の基盤としての土地所有、という前提である。リストにとって土地所有者層とは、政治的側面においてはゲマインデ自治を通じて代議制国家を支える「国家市民」であり、経済的側面においては国内工業力育成によって最も利益を得る階層、従って工業資本と手を携えて物質的生産力を育成すべき階層であり、そして財政的側面においては国家の経済活動を支える最も重要な納税者であった。

このような土地所有觀からすればリストの不労増価課税論は、ミルのような土地所有権に対する制限、あるいは資本主義的分配の結果としての不公平を是正する社会改良的手段としての土地増価税とは、明らかに別のものでなくてはならない。リストにおいて「増価税」は、国民的生産諸力育成とりわけ物質的生産力確立のための社会資本建設に対する目的財源として、土地所有者に負担分担を求めるための手段であったと考えられる。

確かに19世紀前半のドイツにおいてリストがすでに土地における不労増価の存在を認識しており、しかもこの不労増価が「国民的生産諸力」という広範な社会的要因によって生み出されたものであることを明らかにした点、また現代の用語で言えば「開発利益」をより広義に捉え、その吸收・社会還元を「土地増価税」に求めた点は高く評価されねばならない。しかし他方で、リストの不労増価税論は、私的土地位所有制度の枠内にとどまるものであったのみならず、それを絶対視し、強化しようとする彼の国民経済学体系のなかに位置づけられたものであった。その意味ではミルの主張したところの、また20世紀初頭ドイツの社会・経済状況が真に求めるところの、「近代的な増価税」とは明らかに性格を異にするものであったと言えよう。

さらに言えば、例えばミルにおいて土地増価税が土地公有化のための誘導的役割をも期待されていたのに対し、リストにおいては土地の公有化・国有化の視点は全く欠落していた。これは、リストにおいては公有地・国有地は封建的土地位所有制度の遺制にすぎないと認識されていたことによるのであり、土地私有制度そのものはミルのように社会的弊害をもたらすものではなく、ドイツ「国家市民」の基盤としてこれから確立していかねばならないものだったのである。

かかるリストの限界にも関わらず、ダマシュケが前述のようにリストを評価した理由は、次の点にあったと思われる。リストの主張する土地私有制度に立脚する政治体制、ブルジョアジーと土地所有者との共通の利害における国民的生産力育成、という本来歴史的限定性をもって読まれるべき主張が、ダマシュケにとっては社会主義的土地位国有化論への批判、ウンカーとブルジョアジーとの「同盟」における1911年ライヒ土地増価税法への援護、という時事的な課題に適合する論理として現われたのである。ダマシュケのリスト評価における誤謬は、まさに彼がかかる歴史的限定を無視した点にあったと言えよう。

注

- 1) 台湾、韓国の土地税制については、宮本憲一・植田和弘編『東アジアの土地問題と土地税制』勁草書房、1990年、および川瀬光義『台湾の土地政策』青木書店、1992年、他参照。
- 2) 「20世紀初頭ドイツにおける土地増価税(1)(2)(3)」『都市問題』82-6・8・10、1991年6・8・10月。
- 3) J.S.Mill, *Explanatory Statement of the Programme of the Land Tenure Reform Association, Dissertation and Discussions, Vol. 4*, pp.239-240.
- 4) リスト研究においてはすでに、小林昇氏の一連の優れた著作(『小林昇経済学史著作集』VI VII VIII)の他に多くの研究成果があり、本稿は経済学史研究としてはこれらの業績に付け加えるものはほとんどない。本稿は土地課税制度に関する歴史研究という筆者の研究テーマに沿って独自の視点からリストを評価できるかどうか、という試みにとどまる。
- 5) Henry George, *Progress and Poverty. An Inquiry into the Cause of Industrial Depressions and of Increase of Want with Increase of Wealth. The Remedy*, New York, 1898. 山崎義三郎訳『進歩と貧困』日本経済評論社、1991年。
- 6) ドイツ土地改良同盟については、大月誠「第二帝制期ドイツの土地位国有化論」椎名重明編『土地公有の史的研究』お茶の水書房、1978年、他参照。
- 7) この思想はヨーロッパのみならず広く中国やロシアにも影響を及ぼした。トルストイが『復活』において、

フリードリッヒ・リストと「土地増価税」

主人公ネフリュードフの口を借りてこの单一税論を語っているのは非常に興味深い。例えば新潮文庫版（上）362頁、および（下）17頁、参照。

- 8) Adolf Wilhelm Ferdinand Damaschke, 1865-1935. ヘンリー・ジョージおよびフリューシャイムの思想の影響を受け、土地改革運動に身を投じた。しかし、フリューシャイムらが土地の他の財との本質的相違を強調し、資本主義的市場経済からの土地の切り離しの必要を唱えたのに対し、ダマシュケは次第に土地私有制を絶対的なものと考えるようになった。1896年フリードリッヒ・ナウマンらと共に「民族社会同盟」の創設に加わり、政党活動を行ったが、路線上の失敗から1903年には脱会し、その後は土地改良同盟の活動に専念するに至る。彼の創刊した機関誌『土地改良年報』はゲマインデの土地政策や租税政策に大きな影響を与え、また後にはヴァイマル憲法に土地改良主義的な条文を盛り込むことに関与したといわれる。
Vgl., *Neue Deutsche Biographie*, Bd. 3, S.497-498.
- 9) Damaschke, *Zum Kampfe um die Reichs-Zuwachssteuer*, Berlin, 1910, S.6.
- 10) Damaschke, *Friedrich List*, Jena, 1917, S.44.
- 11) Damaschke, *Zum Kampfe um die Reichs-Zuwachssteuer*, Berlin, 1910, S.5.
- 12) List, Über die nationalökonomische Reform des Königreichs Ungarn, 1845, *Friedrich List Schriften Reden Briefe*, Bd. 3, Tl. 1, S.462-527.
- 13) 1929-1935年に発行された全10巻のリスト全集 Hrsg. v. Erwin v. Beckerath, u. a., *Friedrich List Schriften Reden Briefe*, Berlin. のなかで「1845年に書かれたハンガリーの経済改革に関する論文」という条件に該当するのは筆者が調べる限り前掲論文のみであったが、しかしこの論文のなかには、ダマシュケの引用とまったく同一の文章は見当たらない。この引用が正確な引用でなく、ダマシュケによる要約であるのか、あるいは全集に収録されていない別の論文であるのかは、ここでは判断できない。但し、前掲論文には確かにダマシュケの評価する趣旨の叙述が見られるので、本稿ではさしあたりこの論文を検討の対象とすることとした。
- 14) なお本稿では小林昇訳『リスト経済学の国民的体系』岩波書店、1970年、を用いる。
- 15) 例えればフリードリッヒ・リスト、小林昇訳『農地制度論』岩波文庫、1974年、33-34頁。以下本稿では同訳書を用いる。
- 16) 『体系』57頁。
- 17) 『体系』294頁。
- 18) 『体系』315頁。
- 19) 『体系』279頁。
- 20) 『体系』289-290頁。
- 21) 『体系』309頁。
- 22) 「受益者負担」の本来の意味と、近年におけるその意味内容の変化・歪曲については、和田八束「受益者負担」林・柴田・高橋・宮本編『現代財政学体系 2』有斐閣、1972年、および、田中啓一『都市空間整備論』有斐閣、1990年、等参照。
- 23) 『農地制度論』61頁。
- 24) 『農地制度論』117頁。
- 25) この点について小林昇氏の次の指摘は的確である。「農場の所有者・経営者としての Staatsbürger は、フランス的な国家形態の中の公民ではなく、いわゆるコルポラチオン制度 Korporationssystem のなかの公民として考えられていたのである。……リストによれば、ゲマインデにおける市民、すなわち Gemeindebürger の自由こそ、Staatsbürger の自由の基礎であり、この基礎を固めることによってはじめて、フランスにおけるような、過度の中央集権にもとづく専制主義が避けられると考えられていたのであった。結局、リストにおける Staatsbürger の語は、フランスにおける citoyen と全く同義ではなく、まだ中世的都市市

民 Stadtbürger からの脱皮を完全に遂げてはいない概念を示すものであったということができるであろう。」（リスト『農地制度』の一分析 小林昇著作集第六巻、未来社、1978年、316-317頁。）

- 26) 『農地制度論』113頁。
- 27) 『農地制度論』38頁。
- 28) 『農地制度論』49頁。
- 29) 『農地制度論』112頁。
- 30) 『農地制度論』68頁。
- 31) List, Über die nationalökonomische Reform des Königreichs Ungarn, 1845, *Friedrich List Schriften Reden Briefe*, Bd. 3, Tl.1, S.464.
- 32) 当時ハンガリーにおいては、依然貴族と聖職者は免税特権を持っており、租税は専ら貧困な農民層に担われていた。Vgl., ebenda, S.465.
- 33) Ebenda, S.466.

(1992年7月24日受理)
(たけだ きみこ 女子短期大学部講師)